

表 34
事業系ごみ
・ごみ処理
手数料
(1)

市 町 村 名		事業系ごみ						臨時		手数料の 徴収方法	収集 しない
		一般		手数料の 徴収方法		手数料料制度の内容					
		手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容	手数料料制度の内容
1	八 王 子 市	有料	65円/10ℓ（可燃のみ）、130円/20ℓ（可燃・不燃用） （1回の排出が可燃40ℓ、不燃80ℓ以下の事業所に限る）	袋	規定なし						○
2	立 川 市	有料	1日平均10kg以上 55円/1kg		○	有料	55円/1kg				○
3	武 蔵 野 市	有料	250円/45ℓ、110円/20ℓ（可燃・不燃用）、30円/30ℓ（資源物用） （1日平均10kg以下の事業所に限る）	袋							○
4	三 鷹 市	有料	260円/45ℓ、130円/22.5ℓ（可燃・不燃用） 100円/45ℓ、50円/22.5ℓ（不燃系資源）、50円/紙袋（可燃系資源） （50円/1kg 1日平均10kg未満の事業所に限る）	袋	○	*1					○
5	青 梅 市	有料	161円/45ℓ、80.5円/22.5ℓ（1日平均45ℓ以下の事業所に限る）	袋		有料	40円/1kg				青
6	府 中 市	有料	250円/45ℓ、120円/23ℓ（販売単位：10枚1セット） （1日平均10kg未満）	袋		有料					府
7	昭 島 市	有料	7円/5ℓ 15円/10ℓ 30円/20ℓ 60円/40ℓ （月平均200kg未満の事業所に限る）	袋		有料	50円/1kg		納付書		○
8	調 布 市	有料	285円/45ℓ、125円/25ℓ、50円/10ℓ （1日平均10kg・臨時に100kg以下の事業所に限る）	袋		有料					○
9	町 田 市	有料	180円/30ℓ（可燃のみ、週2回、1回に2袋まで） ※事前登録した事業所に限る	袋							○
10	小 金 井 市	有料	可燃 88円/12.5ℓ 176円/25ℓ 352円/50ℓ 不燃 86円/12.5ℓ 172円/25ℓ 344円/50ℓ （1日平均10kg・臨時に100kg未満の事業所に限る） 300円/45ℓ、130円/20ℓ、60円/10ℓ（燃やすごみ・燃やさないごみ 用）	袋		有料	可燃 53円/1kg 不燃 43円/1kg		納付書		○
11	小 平 市	有料	120円/45ℓ、50円/20ℓ、20円/10ℓ（資源物用） 7,200円/100m、3,600円/50m巻ひも（紙資源） （1日平均10kg未満の事業所に限る）	袋・ひも							○
12	日 野 市	有料	100円/15ℓ 300円/45ℓ（1回の排出が90ℓ以下の事業所に限る）	袋							○
13	東 村 山 市	有料	可燃・不燃 420円/45ℓ、210円/22.5ℓ 容ブラ 175円/45ℓ 88円/22.5ℓ （1回の排出が45ℓ袋相当2袋以下の事業所に限る）	袋							○
14	国 分 寺 市	有料	300円/40ℓ 150円/20ℓ（1日平均10kg未満の事業者に限る）	袋							○
15	国 立 市	有料	280円/45ℓ 140円/22.5ℓ（可燃・不燃・プラスチック類） 90円/45ℓ 45円/22.5ℓ （不燃系資源） 45円/紙袋（可燃系資源）（1日平均10kg未満の事業所に限る）	袋		有料	55円/1kg（1日平均10kg・臨時に100kg未満の事業所に限る）		現場徴収		○
16	福 生 市	有料	7円/5ℓ 15円/10ℓ 30円/20ℓ 60円/40ℓ （1回の排出が40ℓ相当2袋以下の事業所に限る）	袋							○
17	狛 江 市	有料	166円/30ℓ 250円/45ℓ	袋		有料	42円/1kg		納付書		○
18	東 大 和 市	有料	250円/45ℓ、120円/22.5ℓ（可燃・不燃・容ブラ・缶・びん・スプレー 缶類・有害・ペットボトル・布類） 2,500円/50m巻ひも（紙類）（1日の排出量が90ℓ以下の事業所に限る）	袋・ひも		有料					○
19	清 瀬 市	有料	52円/1kg 300円/40ℓ（1回の排出が40ℓ、2袋以下の事業所に限る）	袋							○
20	東 久 留 米 市	有料	52円/1kg		○	有料	52円/1kg				○
21	武 蔵 村 山 市	有料	250円/45ℓ 110円/20ℓ	袋	○	*1	有料	40円/1kg			○
22	多 摩 市	有料	140円/20ℓ 280円/40ℓ 55円/1kg	袋	○	*2	有料	55円/1kg			○
23	稲 城 市	有料	290円/1袋（5kg相当）（1回当たりの排出量が3袋までの事業所に限る）	袋							○
24	羽 村 市	有料	7円/5ℓ 15円/10ℓ 30円/20ℓ 60円/40ℓ （1回の排出が40ℓ相当2袋又は12kg以下の事業所に限る）	袋							○
25	あ き る 野 市	有料	可燃 60円/15ℓ 180円/45ℓ 280円/70ℓ 不燃 60円/15ℓ 120円/30ℓ	袋		有料					○
26	西 東 京 市	有料	52円/1kg		○						○
27	瑞 穂 町	有料	7円/5ℓ 15円/10ℓ 30円/20ℓ 60円/40ℓ （1回の排出が80ℓ以下かつ12kg以下の事業所に限る）	袋							○
28	日 の 出 町	有料	可燃 120円/30ℓ 180円/45ℓ 不燃 40円/10ℓ 120円/30ℓ	袋							日
29	檜 原 村	有料	可燃 80円/20ℓ、160円/40ℓ 不燃 60円/15ℓ、120円/30ℓ	袋		有料	12,000円/2t車、6,000円/1t車以下		納付書		檜
30	奥 多 摩 町	有料	120円/30ℓ 180円/45ℓ	袋		有料					奥

表 35
事業系ごみ
・ごみ処理
手数料
(2)

市 町 村 名		事業系ごみ 持 込					手数料の 徴収方法	受入しない
		手数料制度の内容						
1	八 王 子 市	有料	350円/10kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	八
2	立 川 市	有料	40円/1kg	(可燃ごみに限る)	20円/1kg (せん定枝)	少量排出事業者 (1日平均10kg未満) 80円/40% (専用指定袋)	納付書 施設計量時 袋	立
3	武 蔵 野 市	有料	40円/1kg	(可燃ごみに限る)	平成25年4月1日手数料改定	(50kg未満は一律2,000円)	納付書 施設計量時	武
4	三 鷹 市	有料	350円/10kg	(可燃ごみに限る)			納付書 施設計量時	三
5	青 梅 市	有料	30円/1kg	(可燃ごみに限る)			納付書	青
6	府 中 市	有料	42円/1kg	(可燃ごみに限る)			納付書	府
7	昭 島 市	有料	30円/1kg				施設計量時	昭
8	調 布 市	有料	350円/10kg	(可燃ごみに限る)			納付書 施設計量時	調
9	町 田 市	有料	350円/10kg	(可燃ごみに限る)	平成27年4月1日手数料改定		納付書 施設計量時	町
10	小 金 井 市	有料	可燃 42円/1kg・不燃 36円/1kg				納付書	金
11	小 平 市	有料	24円/1kg				納付書	平
12	日 野 市	有料	42円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	日
13	東 村 山 市	有料	350円/10kg	(可燃ごみに限る)			納付書	東
14	国 分 寺 市	有料	42円/1kg	(可燃ごみ・紙類の資源ごみに限る)	令和2年4月1日手数料改定		納付書 施設計量時	分
15	国 立 市	有料	42円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	国
16	福 生 市	有料	30円/1kg				納付書	福
17	狛 江 市	有料	42円/1kg				納付書	狛
18	東 大 和 市	有料	25円/1kg				納付書	大
19	清 瀬 市	有料	38円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	清
20	東 久 留 米 市	有料	38円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	久
21	武 蔵 村 山 市	有料	25円/1kg				納付書	村
22	多 摩 市	有料	35円/1kg	(可燃ごみに限る)			納付書 施設計量時	多
23	稲 城 市	有料	43円/1kg				納付書	稲
24	羽 村 市	有料	30円/1kg	(可燃ごみに限る)			納付書	羽
25	あ き る 野 市	有料	40円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	あ
26	西 東 京 市	有料	38円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	西
27	瑞 穂 町	有料	30円/1kg	(可燃ごみに限る)			納付書	瑞
28	日 の 出 町	有料	40円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	日
29	檜 原 村	有料	40円/1kg	(可燃ごみに限る)			施設計量時	檜
30	奥 多 摩 町	有料	可燃 120円/30% 180円/45%・不燃 15円/10% 30円/20% 45円/30%				袋	奥

*: 手数料の有料・無料の別、内容等は、令和3年6月1日現在

*: 手数料の徴収方法
・袋方式
指定の袋をあらかじめ購入してもらい、これに入れて排出してもらう方法
・施設計量時
料金を処理施設の計量時に徴収する方法
・納付書
排出者に対して納付書を発行し、金融機関等で納付してもらう方法